

お客さま各位

新潟県信用組合

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

当組合は、営業係がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりした際、これまで紙媒体での「受取書」を交付しておりましたが、新たなシステム導入に伴い、タブレット端末画面に直接サインをいただく「電子サイン」方式の運用を下記のとおり開始致します。

これに伴いまして、従来、現金や通帳・証書等をお預かりした際にお渡ししていた「受取書」に替えて、お取引内容をお客さまにご確認いただいた上で「電子サイン」をいただくことで、お客さまに当組合が発行していた「受取書」等を保管いただく必要がなくなります。

今後とも、より一層お客さまの利便性向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運用開始日について

運用開始日	対象店舗
令和6年12月11日(水)	本店営業部・東堀支店、新潟駅前支店、山木戸支店、小針支店・寺尾支店、新津支店、鳥屋野支店・出来島支店、石山支店、寺尾東支店、荻川支店
令和6年12月18日(水)	吉田支店・吉田東支店・吉田北支店、弥彦支店、三条支店、中条支店、荒川支店、寺泊支店、新発田支店・月岡支店、三条東支店、聖籠支店
令和7年1月16日(木)	六日町支店、湯沢支店、小千谷支店、小出支店・堀之内支店、十日町支店・下条支店、川西支店、見附支店・今町支店・中之島支店、長岡支店、大和町支店、長岡西支店
令和7年1月22日(水)	佐和田支店、柏崎支店、高田支店、畑野支店、春日山支店

2. お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて

- (1) タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にするため、お取引内容とお客さまのご署名を電子的に管理いたします。
- (2) タブレット画面にご署名（電子サイン）をいただく際には、お預かり内容について間違いがないかを画面上で必ずご確認ください。
- (3) 定期積金の掛込におきましては、通帳への領収印の押印が授受となりますので「電子サイン」等のお手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。

3. お客さまへ通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

「電子サイン」にてお預かりしている場合は、お届けの際にお受け取りいただく物をご確認いただき、「電子サイン」によりお客さまの受け取りのご署名をいただきます。

当組合では、現金や通帳・証書等をお預かりする際に「電子サイン」へのご署名、「受取書」以外の「名刺やメモ」等をお渡しすることは絶対にありません。

ご不明な点がございましたら、お取引店へご連絡ください。

以上